

賃 貸 借 契 約 書【3者契約案】

京都府（以下「甲」という。）と【落札者／決定後記入】（以下「乙」という。）と【第三者／決定後記入】（以下「丙」という。）は、乙が丙をして丙の所有する「教育用コンピュータシステム」の賃貸借について、次のとおり賃貸借契約を締結する。

（契約物件）

第1条 乙は丙をして丙所有の「教育用コンピュータシステム」を甲に賃貸し、甲はこれを賃借するものとする。なお、丙が本契約を履行しない場合、乙が責任をもってこれを履行するものとする。

物件の表示

別添「教育用コンピュータシステムの賃貸借（保守管理等を含む）に係る業務仕様書」のとおり

（用途）

第2条 甲は、賃貸物件を京都府立京都すばる高等学校の校務用として使用する。

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借の期間は、平成27年9月1日から平成30年8月31日までとする。

（賃借料）

第4条 賃借料は、月額【決定後記入】円とする。

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額【決定後記入】円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、賃借料に108分の8を乗じて得た額である。

2 賃貸借期間に1月未満の端数があるときは、賃借料は、日割計算により算出した額とする。

3 前条に定める賃貸借期間において、法令の改正、経済状況の著しい変動その他やむを得ない理由により、第1項の賃借料を改定する必要があるときは、甲乙丙協議してその額を定めるものとする。

（賃借料の支払）

第5条 丙は、前条の賃借料を毎月、翌月に書面をもって甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領した日から30日以内に賃借料を支払わなければならない。

3 甲は、前項の期間内に賃借料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年2.9パーセントを乗じて計算した遅延利息を丙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしない

㊦ 第6条削除、第7条第2項3字抹消 ㊦

ことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 4 前項の規定より計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

（経費の負担）

第6条 ~~契約物件に関する経費の負担は、次の各号の定めるところによる。~~

~~（1）公租公課その他一切の賦課金（消費税法及び地方税法の適用により課される消費税及び地方消費税を除く。）は、乙が負担する。~~

~~（2）甲が使用する光熱水費は、甲が負担する。~~

（売却等の制限）

第7条 丙は、甲の承諾を得ないで契約物件を第三者に売却してはならない。

- 2 丙は、契約物件に、~~抵当権~~質権その他形式のいかんを問わず、甲の契約物件の完全な使用を阻害する権利等を一切設定してはならない。

（形状等の変更）

第8条 甲は、契約物件の形状等を変更しようとするときは、あらかじめ乙及び丙の承諾を得なければならない。

（転貸等の禁止）

第9条 甲は、乙及び丙の承諾を得ないで、賃借権の一部又は全部を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（契約の解除）

第10条 甲乙丙のいずれかがこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約を解除することができる。

- 2 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、丙に支払うべき賃借料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することができる。

- 3 甲は、乙又は丙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）役員等（乙又は丙が個人である場合にはその者を、乙又は丙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（2）暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（3）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められると

き。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が前各号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙又は丙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙及び丙に対して当該契約の解除を求め、乙及び丙がこれに従わなかったとき。

（談合等による解除）

第10条の2 甲は、乙又は丙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙又は丙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 乙又は丙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙又は丙が談合等の不正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙又は丙（乙又は丙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（特定調達契約に係る契約の解除等）

第11条 甲は、第10条第1項及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約の履行を停止し、又は契約を解除することができる。

（損害賠償）

第12条 甲乙丙のいずれかがこの契約に違反した場合又は第10条、第11条の規定によりこの契約が解除された場合において、その相手方に損害を与えたときは、その相手方は、当該損害の賠償を請求することができる。

（損害賠償の予定）

第12条の2 乙は、第10条の2各号のいずれかに該当するときは、委託業務の完了の

㊦ 第13条及び第14条削除 ㊦

前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、委託料の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙又は丙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（期限の利益の喪失）

第12条の3 丙が次の各号のいずれかに該当するときは、丙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、丙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

（1）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。

（2）前号に掲げるもののほか、丙が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申し立てたとき若しくは弁護士等へ債務整理を委任したとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき又は自ら営業の廃止を表明したときその他の業務の続行が困難と認められる事実が発生したとき。

（3）甲の丙に対する債務について仮差押、保全差押若しくは差押の命令又は通知が発せられたとき。

（相殺予約）

第12条の4 この契約に基づき甲が乙又は丙に対し債務を負担する場合、甲は、乙又は丙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

（契約の更新）

第13条 ~~甲乙のいずれか一方が第9条の賃貸借期間満了の日より一箇月前に契約更新の拒絶を相手方に対し書面をもって通知しないときは、この契約と同一の条件をもって賃貸借の更新が行われたものとする。~~

（原状回復）

第14条 ~~甲は、賃貸借期間が満了したとき、又はこの契約が解除されたときは、乙の指定する期日までに、契約物件を原状に回復して乙に返還するものとする。~~

~~2 乙は、甲が前項の義務を怠ったときは、自ら原状に回復し、これに要した費用の償還を甲に請求することができる。~~

（関係法令の遵守）

第15条 乙及び丙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律

第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働契約法(平成19年法律第128号)その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(物件の保守)

第16条 乙は、甲が契約物件を常時正常な状態で使用できるよう、別添仕様書に基づき調整、修理又は部品の交換等、所要の保守をしなければならない。

2 乙は、自己の負担において甲に契約物件の操作等に関する技術指導を行うものとする。

(物件の保全管理)

第17条 甲は、善良な管理者の注意をもって、契約物件を保全管理するものとし、物件の設置場所についても、あらかじめ乙が申し出た基準により、契約物件のために良好な環境を保持するものとする。

2 甲は、装置の使用に際して、運用管理及び処理結果の検査を適切に行わなければならない。

3 丙は、甲の故意又は重大な過失によって契約物件が損害を受けたときは、甲にその損害を請求することができる。

4 甲は、次の各号の事由が生じたときは、遅滞なく乙及び丙に通知しなければならない。

(1) 契約物件につき、丙の権利を侵害するような事態が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。

(2) 契約物件につき盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき。

(立入権及び秘密の保持)

第18条 乙は、その関係者を契約物件の据付け、保守、調整、修理等のために、物件の設置場所に立ち入らせることができる。この場合において、その関係者は、必ず身分を証明する証票を携行しなければならない。

2 甲は、本契約の履行により知り得た乙の業務上及び技術上の秘密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。

3 乙は、前項の立ち入りによって得た甲の秘密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。

(物件の変更)

第19条 契約物件の取替え、又は契約物件の一部の追加若しくは取替え等の必要が生じた場合は、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

2 甲は、契約物件に他の機械器具を取り付けるときは、乙及び丙の承諾を得るものとし、これに要する費用は、甲が負担するものとする。

(物件の返還)

第20条 甲は、この契約が解除されたときは、契約物件等を丙に返還するものとする。また、賃貸借期間が満了したときは、引き続き利用可能な機器等について、丙は甲に無償譲渡するものとする。その他の機器等については、甲は丙に返還するものとする。

2 丙は、前項の規定により甲が契約物件を返還したときは、甲乙丙協議の上、定めた期間内にこれを引き取るものとする。

3 契約物件の引取り、及びこれに伴う経費は、丙の負担とする。

(個人情報の保護)

第21条 乙及び丙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(協議)

第22条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙丙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を3通作成し、甲乙丙当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成【決定後記入】年【決定後記入】月【決定後記入】日

甲 住 所 京都市伏見区向島西定請120
京都府立京都すばる高等学校

氏 名 校 長 池 田 武 印

乙 住 所
【落札者／決定後記入】

氏 名 印

丙 住 所
【第三者／決定後記入】

氏 名 印